

は じ め に

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムによって、豊かで便利な生活を実現してきました。その一方で、廃棄物の不適正処理や環境への負荷など様々な問題も引き起こしました。

そのため、国において数次にわたる廃棄物処理法の改正、循環型社会形成推進基本法やリサイクルの推進に係る諸法の制定等が行われ、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から循環型社会への転換に向けた対応が図られました。

これらの法改正や取組の結果、千葉県においても、一般廃棄物の排出量の減少など、一定の成果が見られたところです。

令和6年8月には、国において第5次循環型社会形成推進基本計画が定められ、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の5つが重点分野とされています。

また、県では、令和8年3月に「第11次千葉県廃棄物処理計画（令和8年度～令和12年度）」を策定し、2050年に向けた県として取り組むべき方向性として、「めぐる経済、まもる環境～豊かな千葉を次の世代へ～」を将来ビジョンとして掲げ、循環経済いわゆるサーキュラーエコノミーへの移行や県民の安全・安心の確保に向けた体制強化を進めることとしています。

本書は、環境省による「一般廃棄物処理事業実態調査（令和6年度実績）」をもとに、本県の独自調査を加えて、県内市町村及び一部事務組合の一般廃棄物処理事業の概要を取りまとめたものです。

今回の調査では、ごみ排出量が年間191万トン（県民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が474グラム）となりました。第11次千葉県廃棄物処理計画（R8～R12）では、ごみ排出量の目標値を年間178万トン以下と定めており、その目標達成に向けて、より一層、3Rを推進する等の施策を展開してまいります。

各位におかれましては、本書を更なる排出抑制などの廃棄物処理施策検討の参考資料等として御活用いただければ幸いです。

最後に、本書の作成にあたり御協力をいただきました県内市町村及び一部事務組合の皆様をはじめ、関係者の方々に深く感謝申し上げます。